

# 海老名市教育委員会

(平成30年 12月 定例会議事日程)

日時 平成30年12月21日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

## 教育長報告

日程第 1 報告第 22 号 平成30年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について

日程第 2 議案第 32 号 海老名市文化財保護条例の見直しの方向性及びパブリックコメントの実施について

日程第 3 議案第 33 号 海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例について  
(非公開事件)

日程第 4 議案第 34 号 海老名市史編さん審議会条例について (非公開事件)



# 海老名市教育委員会

## 平成30年 12月定例会



### ◇教育長報告

#### 1 主な事業報告

- 11月21日(水) 教育委員会11月定例会  
小学校支援級合同宿泊出発式  
海西中学校運営協議会  
東柏ヶ谷小学校トンガ寄付受け取り
- 23日(金) ふくしのまちづくりポスター表彰式
- 24日(土) 調べる学習コンクール表彰式
- 26日(月) 杉本小学校タブレット朝会  
和座海綾管理職組合あいさつ  
社会教育委員会議  
都市間交流報告会
- 27日(火) 新採用教員授業参観(杉本小学校)  
授業改善推進実践委員会  
転任希望・交流教職員面接  
校長との予算編成調整会議
- 28日(水) 週部会  
市長定例記者会見  
上星小学校えびなっ子スクール視察
- 29日(木) 市議会第4回定例会本会議(開会)  
新たな学校体制づくり推進委員会  
一般質問部内調整
- 30日(金) 県教頭会研究発表大会  
三田監査委員退任式
- 12月 1日(土) 海老名市歯科医師会懇親会
- 3日(月) 朝のあいさつ運動(中新田小学校)  
一般質問市長ヒアリング  
清水監査委員辞令交付式
- 4日(火) 12月校長会議

- 5日(水) 週部会  
教育支援委員会  
転任・交流教員市教委面接
- 6日(木) 文教社会常任委員会
- 7日(金) 伊藤健三氏叙勲市長あいさつ
- 10日(月) 上星小学校タブレット朝会
- 11日(火) 市議会第4回定例会一般質問(第1日目)
- 12日(水) 市議会第4回定例会一般質問(第2日目)
- 13日(木) 12月教頭会議
- 14日(金) 市議会第4回定例会本会議(閉会)  
大谷中学校学校運営協議会
- 15日(土) 学校施設再整備計画市民説明会  
中新田小学校もちっこ広場
- 17日(月) 相模国分寺むかしまつり実行委員会  
学校応援団連絡会  
教育課題研究会
- 18日(火) あきば作業所視察  
学校ICT活用推進協議会
- 19日(水) 週部会  
柏ヶ谷中学校あたたかいごはん配食視察  
臨時校長会(人事事務)  
外国語教育担当者会  
えびなっ子しあわせ懇談会
- 20日(木) 市教委・校長連絡会  
臨時最高経営会議  
総合教育会議海西中学校生徒会との面談
- 21日(金) 第二学期終業式  
朝のあいさつ運動(有馬中学校)  
教育委員会12月定例会



## 2 2つの検討委員会設置に向けて

これまで、「学校施設再整備」「部活動」「保護者負担経費」についての検討委員会を設置して、教育課題の解決に取り組んできました。

また、教育委員のみなさんには、それら検討委員会からの答申、報告、提言を受けて、海老名市教育委員会としての方針等を決定していただいているところです。

私としては、教育課題に前向きに取り組んで、海老名市としての取組を進めたい、検討委員会の中では、子どもたち、学校（教職員）、市民（保護者、地域の方々）、学識経験者等の意見を聞き、その代表者による協議を重ねたい、という考えで検討委員会を展開しているところです。

次年度からは、次の2つの検討委員会設置に向けて、現在、準備を進めているところです。

- 海老名市学校給食の在り方検討委員会
- 海老名市修学旅行検討委員会

今後、教育委員のみなさんに情報提供させていただき、意見を伺い、校長会議、単P会長会などにおいても同様に情報提供して、準備を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

## 3 市議会第4回定例会一般質問の概要について

岡田教育部長から説明します。



※添付資料 教職員への便り「いがすたいがすた」  
第7号 第8号

以上でございます。



## 平成30年第4回定例会一般質問・教育部所管部分の質問・答弁

### ●宇田川希議員

#### 【部活動について】

- 部活動は、同じ目標に向かって、仲間と競い合い、支え合って活動する中で、つながりを広げ、絆を深めることを実感でき、教育的意義は高い。
- 小学生にとって、中学校の部活動は、大きな目標、憧れ。小学6年生が不安を解消して、前向きな気持ちで進学し、部活動で自分自身を高めていくことを願っている。
- ラグビーW杯は絶好のチャンス。何らかの形で交流の機会が作ればよいと考える。

#### ①「部活動紹介について」

- ⇒ 小中一貫教育の取り組みの中で、部活動に関する小学校と中学校の交流機会が作られており、6年生が中学校で見学や体験をしている。授業体験とセットで行っている学校もある。
- ⇒ 部活動振興会発行の広報紙を6年生全員に配布して、周知を図っている。また、えびなっ子スクールや行事で小学生が低学年のうちから部活動を知る機会も設けている。今後もPR方法を工夫していきたい。

#### ②「ラグビー部のPRについて」

- ⇒ タグラグビーを行うなどにより、ラグビーはより身近な競技となってい

るが、来年のW杯でロシアチームの公認キャンプ地となっていることで、関心はより高まると思う。市内小学生や、柏中ラグビー部の交流ができるとういと考えている。

### ③「各校における顧問の選考について」

⇒ 各校 13～19 の部活動があり、全ての部活動に教員が顧問としてついている。専門外の顧問となることもあるが、生活指導や生徒理解において、教員が顧問をすることの意義は大きいものがある。

⇒ 市教委としては、今後の部活動のあり方や教員の負担軽減を考慮し、部活動指導員の増員も検討している。

## ●戸澤幸雄議員

### 【児童の健康への取り組みについて】(アレルギー対策含め学校の対応)

- 学校は、子どもたちの健康に対して万全な体制をとり、学習権を保障することは使命である。
- 特に病気のある児童生徒の保護者とは連携を密にしており、健康管理や緊急時の対応については、保護者と情報共有し、対応を協議しながら進めている。
- 具体的には、就学時健康診断の際の相談、入学後は保護者からの保険調査票の提出により、病気の経過や現在の状況を担任や養護教諭が

把握している。さらに、入学後に校内で実施する健康診断により把握するケースもある。

- この場合には、医師の証明による「学校生活管理指導票」を保護者が学校に提出し、学校生活での配慮事項や緊急時の対応等について共通理解を図っているところ。
- さらに、アレルギーについては、教職員によるエピペン研修を実施し、適切な対応が取れるようにしている。
- 今後は、引き続き体制の確保に努めるとともに、保健福祉部と連携し、乳幼児から小中学生の健康管理データを連携させ、切れ目のない健康管理体制を構築する。

●志野誠也議員

**【学校応援団について】**

- 学校応援団は、平成27年度に、従来のサマースクール、あそびっ子クラブを含め、全体的な学校支援の担い手として、全小学校に設置したもの。
- 市教委としては、子どもたちに学習や体験、大人と触れ合う楽しさを感じてほしいとの思いから、「えびなっ子スクール」を通年型として、時期を問わずより多くの体験活動を味わってもらえたら、と考えている。夏休み以外の開催が困難なケースもあることは承知している。

- また、地域コーディネーターの負担は大きいと認識している。できるだけ複数人で務めていただくのが望ましいと考えるが、市教委としても広報紙や自治会回覧などで周知を図り、地域への理解を求めていく。
- また、えびなっ子スクールの開始・終了時刻の調整や、既存団体のイベント・地域の事業との同時開催など、実施の工夫で軽減につながるものと考えている。
- 平日や週末に開催することで、一日に開催する講座数が少なくなって講師との調整が容易になった、参加児童の抽選が不要になる、スタッフの配置人数が減るなどの事例がある。このような通年型の実施状況等の情報共有も進めていきたい。
- いずれにしても、各校が地域の実情に応じて、やれることをやり、課題に対処しながら、少しずつ実績を積み上げていくことが大切だと思っている。
- なお、学校応援団の目的は、教員の負担軽減の側面もある。その他の軽減策として、校務支援システムの導入、夏季の学校閉鎖期間の設定、補助指導員や部活動指導員の配置等を進めてきた。教職員の負担としては、時間外における保護者対応も大きいので、今後放課後の一定時間以降は、学校電話を留守番電話に切り替えることを検討している。

●久保田英賢議員

【小中学校修学旅行の現状と今後のあり方について】

- 小学校 13 校は、日光方面へ歴史・自然学習を目的に実施。ホテル・旅館に宿泊。
- 中学校6校は、多方面へ平和学習・班別学習等を目的に、ホテル宿泊や民泊で実施。
- 今後は、保護者にとって費用負担が高額であることや行先・目的等について、十分な保護者への説明責任を果たすとともに、修学旅行検討委員会の設置を考えている。
- 「海老名市保護者負担経費の在り方についての提言」を踏まえ、保護者や児童生徒からの意見聴取、修学旅行の方向性を検討していく。

①中学校の修学旅行で民泊が導入された時期・背景・目的は

- ⇒ 「地方に暮らす人との交流を通じて、主体的に取り組む力、豊かな感性、人と接する態度を育成する」等を目的に、平成8年度に導入。
- ⇒ 背景としては、この時期、学校において一部、子どもたちのコミュニケーション能力の低下、人と関わることの希薄さが感じられたことや、「総合的な学習の時間」が新設されたことなどがある。
- ⇒ これらにより、従来の「観光型の修学旅行」から、「総合的な学習の一環」として、「体験型の修学旅行」に変化してきた。

## ②民泊の効果は

⇒ 受け入れ家族と一緒に過ごすふれあい、民泊先での体験活動は市内で経験できないものもあり、貴重である。

⇒ 「総合的な学習」の一環として、課題を設定して主体的に取り組むため、探究学習が深まる効果があるという考えのもと、民泊型を採用しているものと受け止めている。

## ③保護者負担経費検討委員会によるアンケート結果をどう受け止めるか。

⇒ アンケートは 1,481 名から回答をいただいた。

⇒ 「金額の負担感」に関する自由意見は、中学校についての意見が多く、「費用が高い」「もう少し費用を抑えられないか」「旅行先での班別行動の交通費や食事代などにも費用がかかることに驚いた」などがあつた。

⇒ 「中学校の民泊」については、「見直してほしい」「泊まる家庭により夕食や滞在中の活動に差がある」「生徒全員で過ごせる宿泊先を考えてほしい」などが寄せられた。

⇒ その他として、「価格を抑えることで安全面など質の低下を招くことのないようにしてほしい」「公費で補助してほしい」「1年生のうちから毎月の口座振替による積立にしてほしい」などがあつた。

⇒ 【教育長】修学旅行は学校が決定するものであるが、検討委員会を設置して、生徒や保護者の意見を聞く、説明して理解・承認してもらうこ

とは大切と考える。検討委員会で方向性を定めていきたい。

⇒ 【市長】教育の内容については、意見を控えるが、昨今、これだけ災害が頻発している状況の中、旅行先での児童生徒の安全面には万全を期してほしいと思う。今後の修学旅行はどうあるべきか、教育委員会で十分に議論していただきたい。市長部局としても、財務の面で十分検討したい。

### 【小中学校給食の現状と今後のあり方について】

- 中学校における米飯給食の試行は、「中学生にも温かいご飯をたべさせたい」という思いと、「食の創造館の更なる活用が図れないか」という考えをもとに実施した。
- 現状の給食システムを否定するものではないが、生徒たちがうれしそうな表情で、同じものを食べ、給食の時間を楽しんでいたのを目の当たりにしたことなどから、検討が必要と感じた。

#### ①大谷中学校での試行の成果・課題

- ⇒ 生徒・教職員計 605 人を対象に実施し、食の創造館のオペレーション、配送時間、残渣状況、授業時間への影響等を確認した。
- ⇒ アンケート調査も実施した。多くの生徒から「温かいご飯がおいしかった」「みんなで同じものを食べるのが楽しい」「クラスのみんたと話ができよかった」などの声も多く寄せられ、おいしさだけでなく、クラスの仲間

意識や連帯感の醸成等、教育的効果があることも確認できた。

⇒ 課題としては、専用の配送車や、コンテナや食器等の消耗品の購入、委託料等、財政的措置が必要であることが挙げられる。

## ②現在の給食弁当注文方式の概要と喫食状況

⇒ 給食弁当注文方式は、弁当持参が困難な生徒のための取り組みとして平成 23 年度から実施。

⇒ 市の専任栄養士が献立を作成し、食材は国内産を使用、調理には専任栄養士が立ち合い指導を実施して、質と安全を確保している。

⇒ 1食あたりの保護者負担は食材費 250 円。他は公費負担である。

⇒ 喫食率は平成 23 年度以降減少傾向にあり、昨年度は 20%を切る状況となっている。

## ③今後の中学校給食の考え方は

⇒ 【教育長】中学校の完全給食を否定するものではない。将来的には自校方式による完全給食が望ましいと考えているが、財政面や継続性の観点から課題もあるため、市長部局とも十分調整しながら進めていく必要があると考えている。

⇒ 【市長】今年9月、教育委員会において学校施設再整備計画が策定され、児童生徒数の推移や建物の老朽化等を踏まえ、今後の学校施設のあり方が整理された。また、給食に関する調査・報告書が出されて

から10年以上が経過し、この間、社会情勢も大きく変化している。以上のことから、教育委員会には、先を見据えて、学校給食のあるべき姿についてもう一度検討してほしいと思っている。その結果を見て、判断していきたい。

⇒【教育長】私も再検討の時期に来ていると考えている。学校施設の改修あわせて自校給食に移行できるかを検討していきたい。直近では、今泉小学校増築を計画しているので、可能性を検討したい。検討委員会では、中学校給食の実施も含めて検討した上、市教委として結論を出していきたい。

●田中ひろこ議員

【英語の教科化による教員の負担増について】

- グローバル化が急速に進展する中、「世界」というステージで生きていく子どもたちに対して、英語を聞いたり話したりできるようすることは教育委員会の務め。えびなっ子には、英語を使ってお互いの考えを伝え合い、理解し合うことができるようになってほしいと思っている。
- 海老名市では、来年度から、授業時数を増やし、5・6年生は週2時間、年間70時間実施する。
- 内容は、「聞くこと」「話すこと」に、「読むこと」「書くこと」も加え、コミュニケ

ーションを図る基礎となる資質・能力を身に付けるものとなる。

- 担任が授業を行うことは、教員の本分であることから、その他の部分で負担軽減を図りながら、英語の授業充実を目指していく。
- 教科化に向けての取り組みは、平成 28 年度から、4か年計画に基づいて指導計画や教材の作成、研修を重ねている。また、来年度は、外国人講師の増員を予定している。

(※このほか…再任用の中学校の英語教員を専科として配置できないか、校長・教頭先生が授業を受け持ち、担任が英語の準備時間を確保できないか、東京オリパラに連れていく財源を小学校英語教育の人的配置に充てられないか、などの質問がありました)

#### ●日吉弘子議員

##### 【子どもの安全対策について】

- 9月18日から10月5日まで、学校が抽出した46の危険個所をPTA、海老名警察署、学校、庁内関係部署、教育委員会事務局で合同点検を実施し、周囲の目が少ない場所13か所、連れ込まれやすい場所16か所を把握した。現在、見守りの強化等の対策案について協議・まとめを行うとともに、物理的な対応案等についても各所管に投げかけしているところである。

- 子ども 110 番プレートにリニューアルについては、現行プレートの劣化が進み、在庫も少ない状況であるため、市P連から更新の意向が示されている。市教委としても、その支援につき、前向きに検討していく。

●山口良樹議員

**【市立図書館について】**

- 市立図書館については、今年度で5年間の指定管理期間が終了するにあたり、市教委として、指定管理者制度による管理運営の継続を決定した。
- 指定管理者の募集に当たっては、「ひろがる つながる みんなの図書館 ～学びとコミュニティの拠点へ～」とする基本方針を定め、これまでの成果等を踏まえ、一層のサービス向上を目指すこととした。
- 事業者からは、これまでのサービスの継続と基本方針を踏まえた提案を受けた。
- 選定委員会では、個人情報保護等の法令順守、図書司書の配置、館長の常駐、選書、情報セキュリティ、労務、財務等さまざまな視点から確認をしながら審査を行った。

●福地茂議員

**【学校でのがん教育について】**

- 現在、小学校では6年生の保健の学習において、生活習慣病やたばこの害を学ぶ中で、がんについて扱っている。
- 中学校では3年生の保健体育科の疾病の予防の中で、がんの発生のしくみや健診の大切さについて学習している。
- 特に中学校においては、柏ヶ谷中学校が「平成 28 年度神奈川県がん教育モデル授業実践校」として授業を行い、これを基に授業が行われている。
- 指導内容は、がんの発生過程や原因を知り、予防について考えるとともに、がんが身近な疾病であることを理解するカリキュラムとなっている。
- 今後は、がんについての指導内容が「がん教育」として、より具体的な方向性を示すものとなる。

●吉田みな子議員

**【中学校体育祭むかで競争の安全性について】**

- 体育祭等、学校行事は、教科等と同様に、教育課程の中に位置付けられている。教育課程は、各校で創意工夫し、責任を持って編成している。
- 体育祭の種目については、生徒会や職員会議で体育祭の教育活動の

目標を達成するため、十分に協議し、学校として決定している。

- 教育委員会は、学校の取り組みを支援・指導する立場にあり、小学校の組体操の指針を出したように、児童生徒の安全面にはできる限りの安全対策を講じるように各校を指導している。
- 行事等のけがの防止については、教育委員会が各校へ今後も強く指導していく。

●佐々木弘議員

【学校教育について】

①学校教育における体制・環境のさらなる充実について

⇒ 教育委員会では、子どもたちの「安心・安全」「豊かな学び」「支援が必要な子どもたちへの支援」を目的に必要な人的配置を行い、教育環境の整備・充実を図っており、県内他市に比べて手厚い支援ができているが、今後もさらなる充実を図っていきたい。

⇒ 「安心・安全」では、青色パトロール車の巡回、通学路立哨員の配置、安全関心の配置など。

⇒ 「豊かな学び」では、少人数指導体制の確保、代替教員の補充、小中一貫教育の推進等のため、市費の非常勤講師を配置。

⇒ 「支援が必要な子どもたちへの支援」は、介助員、補助指導員、日本

語指導講師、別室登校支援員などを配置。

- ⇒ さらに、英語教育、図書館教育、部活動の支援など多方面にわたり人員を配置している。総勢約 300 人、約2億 9,000 万円の市費を投入して、子どもたちの未来を応援している。
- ⇒ (小学校の英語の教科化に向け、中学校教員や退職教員が授業を行うことについて)、小学校において英語授業を行うということは、単に中学校の英語科教員や、地域にいる英語が堪能な方を配置することで解決できるものでないと考えている。また、中学校においても英語科の教員配置に余裕がないことを考えると、小学校への専科教員を配置することは難しい。コーディネーターの配置についても、現場の理解や児童の実態に合った指導技術等が求められ、人材確保は難しい現状。現職の先生方が英語に関する理解や指導技術を深めていくことの方が現実的であると考える。
- ⇒ 学校訪問相談員については、従前の課題(相談員の力量の差、情報共有不足等)の改善に向けて、計画的に改革を進め、今年度体制を見直した。
- ⇒ 現行制度では、派遣時間の繰り下げを実施し、また、回数増も検討している。今後も学校のヒアリング等を通じ、継続的に改善を図っていく。
- ⇒ 安全監視員については、継続しながら、さらなる安全な形について、研

究を進めたい。

②今後の学校給食のあり方について

⇒（概要は久保田議員と同様）

⇒ 来年度、検討委員会を立ち上げ、その中で生徒や保護者へのアンケートも実施していきたい。

●永井浩介議員

【教育について】

- まなびっ子は、平成 27 年度から全小学校で開始し、現在各校週1回程度開催している。開設時は、学習支援員が子どもたちの学習を見守り、安心して学習できる環境を提供している。
- 課題としては、実施場所の確保のほか、学習支援員の確保があり、チラシや口コミ等で募集している。
- 今後の展望と土曜日の事業展開については、子どもたちが土日に忙しく過ごしている実情も考慮しながら検討する必要があると考える。
- 学習支援については、行政だけでなく、各種教育支援団体に関する活動状況等を把握し、ネットワークを進めていくことも手法の一つだと思う。

●松本正幸議員

**【市立図書館について】**

- 市立図書館の指定管理者制度は、この5年間の成果等を踏まえて、今年1月の定例教育委員会で指定管理者による管理運営の継続を決定した。
- さらに、3月の定例教育委員会では、「指定管理者制度の手引き」に従って、第三者評価結果と労働条件審査の結果を踏まえ、改めて検証し、指定管理者制度の継続を決定した。

**【子どもと保護者への経済的支援について】**

- スクールライフサポート事業では、支給時期は、最短のケースでは、県内で最も早い4月下旬に支給している。また、「新入学児童生徒学用品費」は、新中学1年生は1月、新小学1年生は2月に支給し、対象者の利便性向上に努めている。
- このほか、保護者の負担感が大きい制服は、各校の仕様書を作成するとともに広く業者に周知して、取扱店・販売店の拡大を図る。また、市ホームページに販売店・価格等を公開し、入学前から保護者が情報を入手できるようにする。
- ジャージ服については、各校で選定委員会を組織して、仕様書を作成の上コンペを行うことで、競争性を確保し、保護者負担の軽減を図る。モデ

ル校での実施結果をもとに効果と課題を検証し、地元業者への配慮を含め、よりよい取り組みとなるよう努めていく。

●相原志穂議員

**【だれもが安心して学べる教育支援について】**

- 一人一人の子どもに対して支援計画があり、その特性や発達段階に応じて教育を受けられるというのが理想であると考えている。そのような中で、心の教室や補助指導員の制度は子どものニーズに合わせた支援ができる教育体制の一つであり、海老名市の大きな特徴である。
- 補助指導員については、増員を前向きに検討していきたい。

●氏家康太議員

**【外国籍住民に対する取り組みについて】**

- 近年、外国籍の児童生徒が増加している。子どもたちには差別や偏見はなく、自然に相互理解や共生が進んでいるものと認識している。
- 外国籍住民の子どもの中には、宗教的な理由で礼拝が必要な場合、昼食を持参する場合等があるが、学校ではそれらの風習を尊重し、柔軟に対応している。
- 言葉に関する支援・指導については、小学校7校、中学校3項に国際教

室を設置し、個別指導により、日本語の習得は確実に向上している。

- 相互理解の取り組みとして、担任が母国語であいさつしたり、合唱祭の曲紹介を母国語で行ったりするなど、様々な工夫を凝らしており、相互理解・国際理解において、効果を上げている。これらを継続することにより、国際理解を高めていきたい。



# いがすたいがすた

教育長だより 第 7 号

H30.11.27 伊藤 文康

先週ぐらいから、最低気温が10℃に届かなくなるようになり、冬の気配が感じられるようになり、陽だまりが恋しくなるようになりました。

もう来週から、12月です。

第二学期のまとめの月となりますが、みなさん、体調はいかがでしょう。咳をしたり、鼻がぐしゅぐしゅしたりしていないでしょうか。

早めの対応が肝心です。忙しいでしょうか。温かいものを食べて、お風呂に入ってゆっくり体を温めて、十分に睡眠時間を確保することが大事です。ご自愛ください。

私は、だいぶジジイなので、早起きです。市役所からこどもセンターに引っ越して来て、初めての晩秋を過ごしています。毎朝、晴れているときは、大谷峰から昇る朝日を眺めながら仕事をしています。

今は、6時半過ぎに太陽が顔を見せますが、私は、手を止めて日の出を眺めます。

毎日、毎日の自分が新しくなるようで、昨日の至らぬ自分を少し拭えるようで、素直に、今日一日を新たな気持ちでがんばろうと思うのです。

みなさんはどうでしょうか。やって来る一日、一日を、常に、新たな気持ちで過ごしてほしいと思うのですが。

長い休みまであと1カ月、目の前の子どもたちをよろしく願います。

## 『響き』

11月、機会を得て、柏ヶ谷小学校、大谷小学校の子どもたちの合唱・合奏を聞くことができました。

先月に行われた、各中学校の合唱行事は、記憶に新しく、その響きは、その感動は、心の深いところに今も輝いているところです。

どの小学校でもそうなのでしょうが、柏ヶ谷小学校、大谷小学校の子どもたちの合唱・合奏に大いに心を動かされたところです。

そして、指導にあたったみなさんの指導力に敬意を表するところです。私も小学校の教員でしたが、私の指導力不足もありますが、あの頃と比べると格段にうまくなっていると感じました。

私は、そのような折には、ひとりひとりの子どもの姿を見ます。

全体としての素敵な響きのもとのひとつひとつを確かめるのです。

リズムや曲の流れに乗って体ごと表現する子、乗りきれない子、笑顔の子、うつむき加減な子などなど、どんな姿であろうと、比べるのではなく、すべての子どもが創り出す響きが感動を呼ぶのだと、私は、思っています。





# いがすたいがすた

教育長だより 第 8 号

H30.12.20 伊藤 文康

明日が第二学期の終業式となります。

あと、残り1日です。子どもたちへの成績物、返却物の用意はできたでしょうか。ひとりひとりの子どもの第二学期のガンバリを認めて、できれば、新しい年を迎えることへの思いを膨らめせて、冬休みへと送り出してほしいものです。

多くの子どもにとっては、クリスマス、お正月と楽しみな休みとなることでしょう。しかしながら、ちょっと寂しい思いをする子どももいるのかもしれない。気になるようでしたら、「3学期に会えるのを楽しみにしているよ。元気でね。」などと声かけをしてほしいと思います。

さて、みなさんにとってはどうでしょう。

第二学期、本当に、お疲れさまでした。楽しかったことはどんなことでしょうか。辛かったことはどんなことでしょうか。

まずは、何より、冬休み、ゆっくり休んでください。

できれば、仕事を忘れて大いに楽しんでいただき、リフレッシュしてほしいと思います。

「いがすたいがすた（よかったよかった）」と一年をふり返り、よいお年をお迎えください。

## 『新たな気持ち』

子どもの頃、毎年、大晦日、お風呂に入ると、新しい下着が用意されていました。新年を迎える気持ちを私の両親は、そんな具体の形で、私の体に刷り込んでいたようです。

昭和30年代、生活は、戦後から復興し、年々、豊かになってきていて、来年こそはより豊かにという、新しい年への希望と期待に満ちあふれていました。

そのためか、私は、今でも、新年を迎えることの思いが大きく、毎年、一年の自分をふり返り、来年の目標、自分をよりよくするための方法を考えます。たとえ、繰り返しになっても、めげずにそれを繰り返しています。

みなさんは、どうでしょう。

「新たな気持ち」で前向きに、新年を迎えてほしいものです。

## ★連絡

「いがすたいがすた」は、1月から「校支援」での配信とします。常に、印刷や仕分けなどで総務課の職員に負担をかけていますので、メール配信とする判断をしました。ご理解ください。



## 報告第22号

### 平成30年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について

平成30年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月21日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 報告理由

海老名市学校歯科医の辞職を承認し、後任者の委嘱を行ったため



## 学校歯科医の辞職及び委嘱について

### ① 理由

海老名市歯科医師会会長より学校歯科医変更の申し出があったため、前任者の辞職を承認し、後任者を委嘱する。

### ② 辞職する学校医

今泉中学校担当学校歯科医

所在地	海老名市中央2-4-1 2F ライオン歯科医院
氏名	加来 賢太郎 (かく けんたろう)
委嘱期間等	今泉中学校 平成25年8月20日～平成30年10月31日 (通算5年2か月)

### ③ 新たに委嘱する学校医

今泉中学校担当学校歯科医

所在地	海老名市中央2-4-1 2F ライオン歯科医院
氏名	飯塚 勇太 (いづか ゆうた)
委嘱年月日	平成30年11月 1日

# 平成30年度

## 学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿

海老名市教育委員会 就学支援課

平成30年11月1日現在

学校名	区分	氏名	所在地・機関名	電話	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名小学校	内科	西野 善泉	国分南3-8-12 にしのキッズクリニック	236-5545	H23.4.1	7年
		村藤 大樹	扇町3-6 MACセントラルビル2F 海老名こども診療所	240-6686	H29.4.1	1年
	歯科	大谷 武	河原口3-20-12 西山ビル2F たんぼぼ歯科医院	235-2233	H25.4.1	5年
		林 洋紀	中新田2-11-1 林歯科医院	233-7828	H13.4.1	33年
薬剤師	若林 豊子	柏ヶ谷719-10 ひまわり薬局	232-7146	H19.4.1	11年	
柏ヶ谷小学校	内科	増田 恵一	柏ヶ谷1141 増田産婦人科医院	231-1534	S62.4.1	31年
	歯科	西山 幹夫	東柏ヶ谷2-21-57 西山歯科医院	233-1141	S59.4.1	34年
		盛田 健司	柏ヶ谷1052-2 もりた歯科医院	235-1153	H17.4.1	13年
薬剤師	山名 佳見	東柏ヶ谷2-12-41 ヤマナ薬局	234-5777	H9.4.1	28年	
有鹿小学校	内科	村藤 大樹	扇町3-6 MACセントラルビル2F 海老名こども診療所	240-6686	H28.7.1	1年9月
	歯科	三宅 壯平	さつき町1-21-102 三宅歯科医院	232-3810	S49.4.1	44年
		島崎 敏樹	河原口1-18-10 島崎歯科医院	231-0301	H17.4.1	13年
薬剤師	石田 達也	本郷2666-1 あおば薬局海老名本郷店	204-7082	H28.4.1	2年	
有馬小学校	内科	横田 和彦	中央1-8-6 腎健クリニック	231-8151	H24.4.1	6年
	歯科	杉崎 秀夫	本郷4070 杉崎歯科医院	238-2404	S51.4.1	42年
		田辺 丈二	国分寺台1-1-14 田辺歯科医院	234-1184	H17.4.1	13年
薬剤師	相原 典子			S54.4.1	39年	
大谷小学校	内科	西林 洋平	浜田町23-15 たちばなクリニック	234-7554	H17.4.1	22年
	歯科	片岡 誠	中央2-4-40 第2東宝ビル3F かたおか歯科クリニック	233-1182	H19.8.1	10年8月
		山根 総一郎	中央2-8-8 中央デンタルクリニック	235-8217	H25.4.1	5年
薬剤師	田所 真帆	中央3-3-1 あい薬局海老名店	235-5001	H29.4.1	1年	
上星小学校	内科	野澤 直史	国分北1-38-28 やよいクリニック	233-8419	H22.4.1	8年
	歯科	山川 晃司	東柏ヶ谷1-6-12 チェリー歯科医院	231-0080	S60.4.1	33年
		大野 宏	上今泉1-20-22 おおの歯科医院	232-6807	H17.4.1	13年
薬剤師	三井 洋之	扇町3-6 なの花薬局海老名扇町店	204-9710	H29.4.1	1年	
中新田小学校	内科	大島 充一	門沢橋1-1-14 大島クリニック	236-3000	H10.4.1	21年
	歯科	坂田 憲昭	河原口1343 坂田歯科医院	233-5411	S59.4.1	34年
		吉原 正剛	上今泉2-9-7-8 Dental Clinic らいふ	244-3410	H28.4.1	2年
薬剤師	石坂 美幸	中新田490-2 石坂整形外科クリニック	235-8882	H20.4.1	10年	

## 平成30年度

学校名	区分	氏名	所在地・機関名	電話	委嘱年月日	通算委嘱年数
門 沢 橋 小学校	内 科	野村 雅寛	河原口2-30-28 こっこどもクリニック	292-0115	H28.4.1	2 年
	歯 科	野間 俊行	柏ヶ谷640-2 ひまわり歯科	233-1050	H17.4.1	13 年
		池田 馨	中新田489 池田歯科医院	234-2345	H17.4.1	13 年
	薬剤師	比田 真佐子	東柏ヶ谷3-17-29-101 東柏ヶ谷薬局	235-3114	H20.4.1	10 年
東柏ヶ谷 小学校	内 科	森 博之	東柏ヶ谷2-29-18 もり整形外科・眼科	234-5565	H14.4.1	16 年
	歯 科	増田 勝一	東柏ヶ谷2-12-50 増田歯科医院	233-1895	S55.10.1	41 年
		横内 雄二	東柏ヶ谷2-25-20 横内歯科医院	231-4182	H17.4.1	26 年
	薬剤師	佐藤 智恵子	東柏ヶ谷3-17-29-101 東柏ヶ谷薬局	235-3114	H25.4.1	5 年
社 家 小学校	内 科	横田 和彦	中央1-8-6 腎健クリニック	231-8151	H24.4.1	6 年
	歯 科	千葉 容太	中新田1-18-35 ユーカリ歯科医院	236-3366	H17.4.1	13 年
		石井 聡	大谷南2-16-21 石井歯科医院	234-8464	H17.4.1	13 年
	薬剤師	青木 茂昌	中野46-2 ドラッグくすり箱	238-5976	H8.4.1	27 年
杉 久 保 小学校	内 科	野澤 富一	杉久保北4-13-14 のざわ小児科内科医院	238-9957	H13.4.1	23 年
	歯 科	菱沼 康一	杉久保北4-3-11 ひしめま歯科	238-6767	H17.4.1	13 年
		鈴木 美奈子	国分寺台5-13-12 鈴木歯科医院	232-4355	H28.4.1	2 年
	薬剤師	野崎 芳雄	国分寺台5-13-4 野崎調剤薬局	233-2323	S54.4.1	39 年
今 泉 小学校	内 科	尾崎 聡	下今泉4-2-14 グランツ海老名1F えびな脳神経外科	236-2188	H28.4.1	2 年
	歯 科	添原 隆史	国分寺台2-1-13 アイリス歯科クリニック	240-8202	H26.4.1	4 年
		前谷 久	柏ヶ谷713-3 前谷歯科医院	234-3030	H1.4.1	29 年
	薬剤師	小林 庄司	国分北1-41-10 サガミ薬局	232-1234	S56.4.1	39 年
杉 本 小学校	内 科	真部 秀治	東柏ヶ谷3-13-6-301 まなべ小児科クリニック	234-8331	H16.4.1	21 年 7 月
	歯 科	中村 盛幸	柏ヶ谷706-3-102 ラ・リヴィエールかしわ台 さくら歯科	240-9152	H30.4.1	
		伊藤 真理湖	東柏ヶ谷3-3-19 歯科伊藤医院	234-2181	H17.4.1	13 年
	薬剤師	田端 康			H24.4.1	6 年

平成30年4月1日現在

事務局

医師会長	高橋 裕一郎	234-3241	牛村	FAX	234-0475
歯科医師会長	鈴木 仙一	235-4799	井上	FAX	205-0114
薬剤師会長	青木 茂昌	233-4494	飯田	FAX	233-3885

## 平成30年度

学校名	区分	氏名	所在地・機関名		電話	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名中学校	内科	山田 通喜	国分南3-6-17	海老名中央医院	231-4776	S62.4.1	42年
	歯科	鈴木 仙一	勝瀬140-3	ライオンインプラントセンター	232-8811	H13.9.1	30年
		町田 清鳳	国分北1-3-23	まちだ歯科医院	234-8148	H17.4.1	16年
	薬剤師	坂之上 和稔	中央1-13-1 ピナウオーク4番館1F	アイン薬局	292-7031	H30.4.1	11年
有馬中学校	内科	宍戸 邦彦	国分寺台5-13-11	宍戸医院	231-7823	H15.4.1	15年
	歯科	坂上 雅史	中央2-1-5	マーブル歯科	232-3443	H17.4.1	13年
		原 房宏	中央3-5-6	原歯科医院	233-8955	H17.4.1	13年
	薬剤師	加瀬 あすみ	中央3-4-3	なの花薬局海老名駅前店	236-5202	H29.4.1	1年
海西中学校	内科	友利 昭雄	河原口391-2小田急マルシェ厚木内	さつき町診療所	232-3821	S49.4.1	44年
	歯科	石井 良昌	河原口1320	海老名総合病院歯科・ 口腔外科	233-1311	H20.4.1	10年
		札川 秀忠	河原口1005-1	さつかわ歯科医院	231-0001	H17.4.1	34年
	薬剤師	篠崎 ひろみ	上今泉5-20-17	篠崎薬局	233-3195	H26.4.1	4年
柏ヶ谷中学校	内科	大山 泰弘	扇町3-3-203	海老名西口こころの診療所	240-6360	H28.5.1	1年11月
	歯科	山名 裕見	東柏ヶ谷1-14-30	山名歯科医院	233-2616	S63.4.1	30年
		和田 信吾	下今泉1-1-12	和田歯科診療室	236-6480	H30.4.1	
	薬剤師	坂本 樹里	東柏ヶ谷3-3-19	なの花薬局さがみ野店	236-1835	H29.4.1	1年
大谷中学校	内科	中江 陽一郎	中央3-3-1 駅前クリニックモール2階	なかえこどもクリニック	236-5820	H23.4.1	7年
	歯科	志村 昌	中央1-18-33-101	アップルデンタルクリニック	232-8822	S59.4.1	39年
		国分 真	中央1-8-4	国分歯科クリニック	233-9614	H17.4.1	28年
	薬剤師	田中 亨枝	扇町3-6	なの花薬局海老名扇町店	204-9710	H29.4.1	1年
今泉中学校	内科	尾崎 聡	下今泉4-2-14 グランツ海老名1F	えびな脳神経外科	236-2188	H29.4.1	1年
	歯科	飯塚 勇太	中央2-4-1 2F	ライオン歯科医院	233-0668	H30.11.1	
		石渡 靖夫	中央2-5-34	いしわた矯正歯科医院	233-8741	H17.4.1	13年
	薬剤師	小林 弘忠	国分北2-15-14	ガーデン薬局	240-7171	H23.4.1	7年

区分	氏名	所在地・機関名		電話	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名市立学校 眼科校医	小川 泰典	中央1-13-1 ピナウオーク4番館1F	小川眼科	234-4200	H29.4.1	1年
海老名市立学校 眼科校医	三谷 貴一郎	東柏ヶ谷5-18-19 三紫ビル1F	みたに眼科クリニック	236-5830	H25.4.1	5年
海老名市立学校 眼科校医	松島 新吾	中央2-8-31	松島眼科クリニック	234-7580	H10.4.1	20年
海老名市立学校 眼科校医	本間 啓蔵	中央2-1-16 3F	本間眼科	234-3300	H21.4.1	9年
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	朴 茂男	東柏ヶ谷1-14-17	さがみ野耳鼻咽喉科	232-0084	H5.4.1	25年
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	田村 嘉之	中央2-2-17	海老名耳鼻咽喉科クリニック	234-4187	H20.4.1	10年
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	森安 真綾	東柏ヶ谷3-2-20	新川さがみ野クリニック	292-3341	H18.9.1	11年7月

議案第 3 2 号

海老名市文化財保護条例の見直しの方向性及びパブリックコメントの実施について

別紙のとおり、海老名市文化財保護条例の見直しの方向性及びパブリックコメントの実施について、議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市文化財保護条例の見直しの方向性及びパブリックコメントの実施について決定いただきたいため



## 海老名市文化財保護条例の見直しの方向性及びパブリックコメントの実施について

### 1. 趣旨

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）が平成30年6月8日付で公布されたことに伴い、またあわせて内容の拡充を図るため海老名市文化財保護条例の全部改正を行う。

### 2. 主な改正内容

文化財保護委員を廃止し、新たに海老名市文化財保護審議会を設置する。

文化財の活用面での規定を設け、新たに登録文化財制度を創設する。

その他内容の不足等を改める。

### 3. 施行日

平成31年4月1日

### 4. 海老名市文化財保護条例改正素案

別紙のとおり

### 5. パブリックコメントの実施

別紙のとおり

# 海老名市文化財保護条例（案）概要

## ○条例改正に至った経緯

現在の文化財保護条例は、制定（昭和 38 年）から大きな改正は行ってきませんでしたが、近年、文化財は指定による保護だけでなく、活用についても重要視されるようになり、シティプロモーションや地域の活性化にも大きな役割を果たすよう、社会情勢が変化してきました。

平成 29 年 12 月に、文化審議会から「文化財の確実な継承に向けた、これからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の答申があり、これを受けて国は未指定も含めた文化財をまちづくりに生かしつつ地域総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要であるとして、文化財の保存活用制度等を見直し、平成 30 年 6 月に文化財保護法が改正されました。

これまでの海老名市文化財保護条例では文化財の活用面での規定や、指定以外に文化財を保存活用する枠組みがなかったため、文化財保護法の施行（平成 31 年 4 月 1 日）にあわせ、文化財保護とその活用について両輪での取り組みを促進させ、まちづくりに貢献できるよう、条例改正に至りました。

## ○基本的な方針・目的

- ・郷土の文化財に対する理解を深め、郷土を愛する豊かな心をはぐくむことで、文化の向上及び発展を図ります。
- ・市域の文化財を将来にわたり適切に保存、継承し、その効果的な活用を図っていきます。
- ・地域の文化財を継承、活用していく環境づくりを目指し、人材を育成していきます。
- ・海老名市にとって、文化財を重要な地域資産として位置付け、シティプロモーションや個性的なまちづくりへの活用を図ります。

## ○条例の骨子

### 1 文化財類型の見直し

文化財の定義を文化財保護法にあわせ、文化財類型を見直します。

文化財の類型を有形文化財、無形文化財、民俗文化財（有形・無形）、記念物（史跡・名勝・天然記念物）とし、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例と整合させます。

## **2 市の責務、市民等の責務を明示**

- 市は、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならないことを規定します。
- 市民や文化財所有者は、市等がこの条例の目的のために行う措置に協力すること、所有する文化財の保存活用に努めることを規定します。

## **3 文化財保護の枠組み**

- 従来からある指定制度のほかに、より幅広い文化財を対象として登録制度を創設し、幅広い文化財について保護と活用を図ります。

### **指定文化財**

市の歴史及び文化を知る上で重要であり、歴史上、芸術上、学術上又は鑑賞上価値が高いもの、その他教育委員会が特に重要と認めるもの

### **登録文化財**

市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための取り組みが必要と認めるもの

- 指定文化財及び登録文化財に関する手続き、現状変更等に対する手続きについて整備します。
- 埋蔵文化財と土木工事等の調整を図るため、文化財保護法、神奈川県文化財保護条例の規定に則り、取り扱い手続き等、従来実施してきた内容について規定を整備します。

## **4 文化財の活用**

- 指定文化財や登録文化財の公開を積極的に進めるとともに、指定、登録文化財の所有者も公開に努めるものとします。
- 幅広い文化財について、様々な機会、場面で触れることができるよう、案内板の設置等の環境整備や学習機会の提供を推進するとともに、文化財を市内外に発信できる人材の育成を推進します。

## **5 文化財保護審議会**

- 文化財の保護や活用などについての審議会を設置します。
- 委員の人数は10人以内とします

文化財保護審議会の主な役割としては、次のような内容が挙げられます。

§ 重要文化財の指定や登録文化財の登録にあたっての調査審議

§ 文化財の保存及び活用に関する総合的な計画についての調査審議

§ その他の文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議

§ 市内の文化財の保護や活用についての意見の申出

調査、審議の内容によって別に部会を設けることができます。

◆◆◆ 改正海老名市文化財保護条例（案）の構成 ◆◆◆

<b>第1章 総則</b>
文化財保護法に基づき、市域の文化財の保存及び活用を図ることにより、市民の郷土理解を深め、文化向上及び発展に貢献するという目的を規定する。 1 目的 2 文化財の定義 3 市の責務 4 市民等の責務
<b>第2章 文化財の指定及び登録</b>
市の歴史・文化を知るうえで重要であり、歴史上、芸術上、学術上等の価値が高い文化財の指定の手続き及び市の歴史・文化を知るうえで必要と認める文化財の指定及び登録の手続きについて規定する。 5 指定 6 告示等 7 登録 8 指定等の解除等
<b>第3章 文化財の保存及び管理</b>
指定した文化財の保存、管理等に関する手続き、補助金交付等について規定する。 9 所有者の管理義務及び管理責任者の選任 10 所有者等の変更等の届出 11 滅失、き損等の届出 12 所在の場所の変更等の届出 13 保持者の氏名変更等の届出 14 管理、修理又は保存に関する勧告等 15 補助金の交付 16 現状変更等の制限 17 現状変更等の届出 18 修理の届出 19 報告及び調査 20 所有者変更に伴う権利義務の承継

<b>第4章 埋蔵文化財</b>
埋蔵文化財の保護への協力と取扱い等について規定する。 2 1 埋蔵文化財の保護への協力 2 2 土木工事等に係る埋蔵文化財に関する照会、協議等
<b>第5章 文化財の活用</b>
国、県、市により指定又は登録を受けた文化財等について、教育委員会がその活用に努めることを規定する。 2 3 教育委員会による活用 2 4 勧告に基づく公開 2 5 標識等の設置 2 6 学習機会の提供 2 7 人材等の育成
<b>第6章 文化財保護審議会</b>
文化財保護審議会の設置、所掌事務等について規定する。 2 8 設置等 2 9 組織 3 0 審議会の会議等 3 1 意見の聴取等 3 2 部会
<b>第7章 補則</b>
条例の施行について必要な事項を別に定める旨を規定する。 3 3 委任

◆◆◆ 現行の文化財保護条例 ◆◆◆

1 目的	1 0 承認を受けるべき事項
2 文化財の定義	1 1 補助金の交付
3 指定	1 2 報告及び調査
4 指定申請書	1 3 保護委員
5 管理の義務	1 4 嘱託員
6 指定解除	1 5 費用弁償その他の給付
7 告示及び通知	1 6 規則への委任
8・9 届出の義務	

# 海老名市文化財保護条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 文化財の指定及び登録（第5条—第8条）
- 第3章 文化財の保存及び管理（第9条—第20条）
- 第4章 埋蔵文化財（第21条・第22条）
- 第5章 文化財の活用（第23条—第27条）
- 第6章 文化財保護審議会（第28条—第32条）
- 第7章 補則（第33条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、海老名市（以下「市」という）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。

### （文化財の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）文化財 有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財及び記念物をいう。
- （2）有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。
- （3）無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は

芸術上価値の高いものをいう。

(4) 有形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。

(5) 無形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術で、生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。

(6) 記念物 次に掲げるものをいう。

ア 貝塚、古墳、城館跡、社寺跡、集落跡その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの

イ 庭園、湧泉その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの

ウ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの

(7) 埋蔵文化財 土地に埋蔵されている文化財をいう。

（市の責務）

第3条 市は、文化財が郷土の歴史、文化又は自然を理解するため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財の調査、その保存及び活用に関する情報の提供、市民等の自主的な活動の支援、その他の文化財の保存及び活用に関する施策を推進するよう努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、文化財の所有者その他の関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との調整に留意しなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等（市内に住所を有する者、市内に土地を有する者又は市内で事業を行う者をいう。）は、市及び教育委員会がこの条例の目的を達成するために行う措置

に協力するよう努めなければならない。

- 2 文化財の所有者及びその他の関係者は、文化財が市民にとって貴重な財産であることを認識し、これを公共のために適切に保存するとともに、これを公開する等、その活用に努めなければならない。

## 第2章 文化財の指定及び登録

### (指定)

第5条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けたものを除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で重要であり、市にとって歴史上、芸術上、学術上又は観賞上価値が高いもの、その他教育委員会が特に重要と認めるものを次に掲げる海老名市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）に指定することができる。

- (1) 海老名市指定重要有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要有形文化財」という。）
- (2) 海老名市指定重要無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要無形文化財」という。）
- (3) 海老名市指定重要有形民俗文化財 第2条第4号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要有形民俗文化財」という。）
- (4) 海老名市指定重要無形民俗文化財 第2条第5号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要無形民俗文化財」という。）
- (5) 海老名市指定史跡 第2条第6号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定史跡」という。）
- (6) 海老名市指定名勝 第2条第6号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定名勝」という。）
- (7) 海老名市指定天然記念物 第2条第6号ウに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定天然記念物」という。）

- 2 教育委員会は、市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、

市指定名勝及び市指定天然記念物（以下「市指定重要有形文化財等」という。）を指定するときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財、有形民俗文化財及び記念物の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

- 3 教育委員会は、市指定重要無形文化財及び市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定重要無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体に代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 4 前項の規定により市指定重要無形文化財等の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）を認定するときは、あらかじめ認定しようとする無形文化財又は無形民俗文化財の保持者等（保持団体にあつては、その代表者）の同意を得なければならない。
- 5 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の指定をした後においても、当該市指定重要無形文化財等の保持者等として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者等として追加認定することができる。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。
- 7 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の指定をしたときは、当該市指定重要有形文化財等の所有者に指定書を、市指定重要無形文化財等にあつては保持者等に認定書を交付するものとする。

（告示等）

第6条 前条に規定する指定及び認定は、その旨を告示するとともに、市指定重要有形文化財等にあつては当該市指定重要有形文化財等の所有者等に、市指定重要無形文化財等にあつては当該市指定重要無形文化財等の保持者等として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。ただし、前条第2項ただし書によるときは、告示のみを行うものとする。

- 2 前条に規定する指定及び認定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

(登録)

第7条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法、県条例及び第5条の規定による指定を受けたものを除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要と認めるものを次に掲げる海老名市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として海老名市文化財台帳に登録するものとする。

- (1) 海老名市登録有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会に登録したもの（以下「市登録有形文化財」という。）
- (2) 海老名市登録無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会に登録したもの（以下「市登録無形文化財」という。）
- (3) 海老名市登録有形民俗文化財 第2条第4号に該当するもののうち教育委員会に登録したもの（以下「市登録有形民俗文化財」という。）
- (4) 海老名市登録無形民俗文化財 第2条第5号に該当するもののうち教育委員会に登録したもの（以下「市登録無形民俗文化財」という。）
- (5) 海老名市登録史跡 第2条第6号アに該当するもののうち教育委員会に登録したもの（以下「市登録史跡」という。）
- (6) 海老名市登録名勝 第2条第6号イに該当するもののうち教育委員会に登録したもの（以下「市登録名勝」という。）
- (7) 海老名市登録天然記念物 第2条第6号ウに該当するもののうち教育委員会に登録したもの（以下「市登録天然記念物」という。）

2 第5条第2項から第7項まで及び前条の規定は、前項の規定による文化財の登録について準用する。この場合において、第5条第7項の規定中「指定書」とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

(指定等の解除等)

第8条 教育委員会は、市指定重要文化財又は市登録文化財がその価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定の解除又は登録の抹消をすることができる。

- 2 教育委員会は、市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財若しくは市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形文化財等」という）の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるときその他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。
- 3 市指定重要文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該市指定重要文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 市登録文化財が法、県条例若しくはこの条例の規定による指定を受けたとき又は法の登録を受けたときは、当該市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 5 第1項の規定による指定の解除又は登録の抹消、第2項の規定による認定の解除、第3項の規定による指定の解除及び前項の規定による登録の抹消の告示等については、第6条の規定を準用する。
- 6 前項で準用する第6条第1項の規定による指定の解除又は登録の抹消の通知を受けた者は、速やかに指定書、認定書及び登録書を教育委員会に返納しなければならない。
- 7 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が死亡したとき又はその保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、当該保持者等の認定は解除されたものとし、その保持者のすべてが死亡したとき又はその保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定重要無形文化財等の指定は解除され、市登録無形文化財等の登録は抹消されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

### 第3章 文化財の保存及び管理

（所有者の管理義務及び管理責任者の選任）

第9条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財、市登録史跡、市登録名勝若しくは市登録天然記念物（以下「市登録有形文化財等」という。）の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員

会の指示に従い、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等を管理しなければならない。

2 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等は、特別の理由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者又は団体（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任したときも、同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

（所有者等の変更等の届出）

第10条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等が変更したときは、新所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、き損等の届出）

第11条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等（管理責任者があるときは、その者。次条において同じ。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の場所の変更等の届出）

第12条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 市指定史跡、市指定名勝若しくは市指定天然記念物の指定又は市登録史跡、市登録名勝若しくは市登録天然記念物の登録の所在地、地目又は地積に異動があったときは、当該土地の所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第13条 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が氏名若しくは住所を変更したとき又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときは、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理、修理又は保存に関する勧告等)

第14条 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の管理が適当でないため当該市指定重要有形文化財等が滅失し、若しくはき損し、又はこれを盗み取られるおそれがあると認めるときは、当該市指定重要有形文化財等の所有者等又は管理責任者に対し、その管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定重要有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該市指定重要有形文化財等の所有者等又は管理責任者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(補助金の交付)

第15条 市指定重要有形文化財等の管理、修理又は復旧のために多額の費用を要し、当該所有者等又は管理責任者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場

合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者等又は管理責任者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 市は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、その保存に要する費用の一部に充てさせるため、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

3 教育委員会は、前2項の規定による補助金を交付する場合には、その補助の条件として管理、修理、復旧又は保存に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理、修理、復旧又は保存について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第16条 市指定重要有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を行おうとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則で定める維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとるとき及び保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、条件として現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状変更等の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

(現状変更等の届出)

第17条 市登録有形文化財等に関し現状変更等を行おうとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更等に関し指示をすることができる。

(修理の届出)

第18条 市指定重要有形文化財等を修理しようとするときは、所有者等又は管理責任者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第1

5条第1項若しくは第2項の規定による補助金の交付又は第16条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(報告及び調査)

第19条 教育委員会は、必要があるときは、市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等又は管理責任者に対し、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の現状、管理、修理、復旧等の状況について報告を求め、及び所有者等又は管理責任者の同意を得て立入調査を行うことができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第20条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等又は管理責任者を変更したときは、新所有者等又は管理責任者は、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等又は管理責任者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者等は、新所有者等に対して当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の引き渡しと同時にその指定書又は登録書を引き渡さなければならない。

#### 第4章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の保護への協力)

第21条 市民等は、埋蔵文化財の現況調査、発掘調査の実施等、教育委員会が埋蔵文化財の保護上必要があると認める措置に協力するよう努めなければならない。

(土木工事等に係る埋蔵文化財に関する照会、協議等)

第22条 教育委員会は、市の区域内において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で土地の掘削等を行おうとする者から埋蔵文化財に関する照会があった場合は、その取扱いについて回答するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する者から、法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出又は法第94条第1項の規定による通知で、県条例

及び神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号。次条において「県規則」という。）の規定により市が処理することとされた届出又は通知を受理したときは、当該届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況を調査（試掘調査を含む。以下「現況調査」という。）し、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者又は通知をした者と協議を行うものとする。

- 3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合には、同項に規定する届出又は通知を受理する前に、現況調査を行うことができる。

## 第5章 文化財の活用

### （教育委員会による活用）

第23条 教育委員会は、法、県条例及びこの条例の規定により指定又は登録を受けた文化財の所有者等又は管理責任者若しくは保持者等の同意を得た上で、その活用に努めるものとする。

### （勧告に基づく公開）

第24条 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の所有者等又は管理責任者に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定重要有形文化財等の出品又は公開を勧告することができる。この場合において、出品又は公開の期間は、所有者等又は管理責任者との同意に基づく期間とする。

- 2 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定重要無形文化財等の公開を勧告することができる。この場合において、公開の期間は、保持者等との同意に基づく期間とする。
- 3 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の所有者等又は管理責任者に対し、3箇月以内の期限を限って、当該市指定重要有形文化財等の公開を勧告することができる。
- 4 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、当該市指定重要無形文化財等の公開を勧告することができる。
- 5 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の記録の所有者に対し、その記録の公開

を勧告することができる。

6 教育委員会は、第1項の規定により市指定重要有形文化財等が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定重要有形文化財等の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

7 教育委員会は、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定重要有形文化財等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

8 第3項の規定による公開の場合を除き、市指定重要有形文化財等の所在の場所を変更してこれを公開の用に供するため第12条第1項の規定による届出があった場合は、前項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第25条 教育委員会は、文化財を活用する上で必要があると認める場合は、文化財の所有者等の同意を得て、標識、説明板その他の施設を設置することができる。

(学習機会の提供)

第26条 教育委員会は、市民が文化財に親しみ、文化財についての理解及び関心を深めることができるように、学習の機会の提供に努めるものとする。

(人材等の育成)

第27条 教育委員会は、地域で文化財を継承していく環境づくりを目指すため、文化財の保存及び活用の実践的な活動をする人材及び団体の育成に努めるものとする。

## 第6章 文化財保護審議会

(設置等)

第28条 文化財の適切な保存及び活用を図るため、法第190条第1項の規定に基づき教育委員会に海老名市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議することができる。

3 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会に諮問しなければな

らない。

- (1) 法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成
- (2) 市指定重要文化財の指定及びその解除
- (3) 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等の認定及びその解除
- (4) 市登録文化財の登録及びその解除
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要な事項

4 前項の規定にかかわらず、第8条第3項又は第7項の規定に該当するときは、審議会への諮問を要しない。

(組織)

第29条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、文化財に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 特別の事項を調査審議するため、必要があると認めるときは、教育委員会の委嘱により、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議の終了までとする。

(審議会の会議等)

第30条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。)の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

(意見の聴取等)

第31条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第32条 審議会に専門的事項を調査研究するため、部会を置くことができる。

2 部会には必要に応じ、教育委員会の委嘱により、文化財の専門的事項に識見を有する専門委員を置くことができる。

3 部会の構成は、委員1名以上及び専門委員とし、部会長は委員の中から選出する。

4 部会長は部会を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 部会は、部会の構成員となる委員及び特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 部会長は、部会の調査研究結果等を審議会に報告する。

7 特別委員の任期は、委員の任期を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7章 補則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の海老名市文化財保護条例（次項において「改正前の条例」という。）第3条の規定により、次の表の左欄に掲げる種別に指定されている文化財は、この条例による改正後の海老名市文化財保護条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条の規定により、それぞれ同表

の右欄に掲げる文化財として指定されたものとみなす。

指定重要文化財	指定重要有形文化財 指定重要無形文化財 指定重要有形民俗文化財 指定重要無形民俗文化財
指定史跡名勝天然記念物	指定史跡 指定名勝 指定天然記念物

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第13条第3項の規定により委嘱されている海老名市文化財保護委員は、改正後の条例第29条第1項の規定により委嘱された海老名市文化財保護審議会委員とみなす。

(海老名市文化財保存整備委員会条例の廃止)

- 4 海老名市文化財保存整備委員会条例（平成16年条例第4号）は、廃止する。



## 海老名市文化財保護条例改正（案）のパブリックコメントの実施について

海老名市には、市のシンボルである相模国分寺跡をはじめ、文化財が多く残されているまちです。先人が築いてきた数多くの優れた文化遺産は私たち市民の財産です。

近年、都市基盤の整備により海老名市の姿も変化し、文化財を取り巻く環境も変わりつつありますが、地域の財産である文化財をまちづくりに生かし、次世代へと伝える取り組みが求められるようになってきました。このような中、国は地域における文化財の総合的な保存活用を主眼に文化財保護法を改正し、平成31年4月1日に施行されることとなりました。

こうした状況を受け海老名市では、これまで受け継いできた文化財を保存し、将来へ継承していくため、文化財保護条例を改正し、今後の文化財保護のあり方を定めることとなりました。

このたび、この条例改正に向けた考え方をまとめましたので、海老名市市民参加条例の規定に基づき、市民の皆様からのご意見を広く募集します。

### ◇閲覧・意見受付期間

平成30年12月26日（水曜日）から平成31年1月15日（火曜日）まで

### ◇資料の閲覧場所・方法

- ・えびなこどもセンター2階 教育総務課窓口  
※閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなります。  
※土・日・祝日・12月29日～1月3日は、窓口での閲覧を行っておりません。
- ・海老名市役所1階 情報公開コーナー  
※閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなります。  
※土・日・祝日・12月29日～1月3日は、窓口での閲覧を行っておりません。（土曜開庁日を除く）
- ・海老名市温故館  
※閲覧時間は、午前9時から午後5時15分までとなります。  
※12月29日～1月3日は休館のため閲覧を行っておりません。
- ・海老名市内各コミュニティセンター及び文化センター（国分寺台文化センターは改修工事中のため除く）  
※閲覧時間は、午前9時30分から午後9時30分までとなります。  
※各施設で休館日が異なりますので、詳細は各施設案内でご確認ください。
- ・海老名市ホームページ

### ◇意見提出方法

任意の書式に、意見・住所・氏名・電話番号を記入し、次の方法で意見提出をお願いします。

#### 1. 持参の場合

- えびなこどもセンター2階 教育総務課窓口  
※意見受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなります。  
※土・日・祝日・12月29日～1月3日は、窓口での意見受付を行っておりません。

#### 2. 郵送の場合

- 〒243-0422 海老名市中新田377 えびなこどもセンター教育総務課宛て  
（郵送の場合は1月15日必着）

#### 3. ファクスの場合

- ファクス：046-231-0277

#### 4. 海老名市ホームページ、お問い合わせフォーム



議案第 33 号

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例について（非公開事  
件）

別紙のとおり、海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例について、議決を  
求める。

平成 30 年 12 月 21 日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例について審議いただきたいため



議案第34号

海老名市史編さん審議会条例について（非公開事件）

別紙のとおり、海老名市史編さん審議会条例について、議決を求める。

平成30年12月21日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市史編さん審議会条例について審議いただきたいため

